

必須判定手続規則

(目的)

第1条 本規則は、日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）と特定の技術標準規格（以下「対象技術標準規格」という。）にかかる必須特許の実施許諾団体（以下「許諾団体」という。）との合意に基づき、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かにつきセンターが行う判定（以下「必須判定」という。）に関する必要な手続を定める。

(対象技術標準規格の指定)

第2条 センターが必須判定を行う対象技術標準規格は、別表1に指定する技術標準規格とする。

(必須判定の申立て手続)

第3条 必須判定の申立人は、下記の事項を記載した所定の申立書をセンターに提出しなければならない。

- 一 申立人の氏名（又は名称。以下同じ。）、住所（又は居所。以下同じ。）及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）並びに申立人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 二 代理人を定めた場合は、その氏名ならびにその住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）
弁護士又は弁理士でない者が代理人となるときは、センターの承認を得なければならない。
 - 三 申立ての趣旨
 - 四 申立ての理由
- 2 前項四号の申立ての理由には、下記の事項を記載しなければならない。
- ア 必須判定を求める特許（以下「本件特許」という。）の手続の経緯
 - イ 本件特許発明の説明
 - ウ 対象技術標準規格のうち本件特許が必須であるとする部分（以下「対象部分」という。）の説明
 - エ 本件特許発明と対象部分との対比
 - オ 本件特許発明と対象部分との一致点と相違点等に関する申立人の主張
 - カ 本件特許発明によらなければ、対象部分の機能及び効用を実現することができないとする理由
- 3 申立人は、次のものを申立書に添付するものとする。
- 一 申立人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面
 - 二 代理人を選任したときは、代理権を証する書面
 - 三 申立ての理由を証すると考える資料
 - 四 許諾団体が要求する場合は、別表2の当該許諾団体の指定する書式による宣誓及び同意書
- 4 申立人は、第1項に定める申立書並びに前項に定める添付書面及び資料を電子的方法によって提出することができる。ただし、センターが必要と認めて申立人に通知したときは、その原本を提出しなければならない。

(判定人の選任)

第4条 センターは、センターが常備する判定人候補者名簿（以下「名簿」という。）から弁護士、弁理士各1名を判定人に選任する。判定人が死亡、辞任、その他の理由により欠けた場合も同様とする。

2 センターは、いずれかの判定人から申立てを受けたときは、名簿から1名の判定人を追加選任する。

(判定人の利害関係情報開示義務)

第5条 判定人は、就任に際して、申立人及びセンターに対し、利害関係に関する言明書を提出するものとし、自己の公正性又は独立性に疑いを生じる恐れがある事実があるとき又は発生したときは、遅滞なくその全部を開示しなければならない。

(判定人の忌避)

第6条 申立人は、判定人に公正性又は独立性を疑うに足る相当の理由があるときは当該判定人の忌避を申し立てることができる。

2 センターは、前項の申立てに理由があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

(審理及び期間)

第7条 判定人は、本件特許が必須であることを疑う理由があると認める場合は、申立人にその理由を示して、申立人に書面又は口頭により意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項のほか、判定人は、適宜、申立人に対して判定事項について説明を求め、また、意見を述べさせることができる。

3 判定人は、許諾団体に対して必須判定のため必要と認める事項について、適宜、文書又は口頭で照会し、説明を受けることができる。

4 必須判定は申立書の受理日から2月以内に終了することを目標とする。

(守秘義務)

第8条 必須判定手続及びその記録は、これを非公開とし、判定人、判定人候補者、事件管理者、運営委員及びセンター事務局職員並びに当事者およびその代理人は、全当事者から開示、利用することに同意を得た場合を除き、必須判定ないし再判定の申立ての存在、内容及び結果（必須判定手続に関する事実または必須判定手続を通じて知り得た事実を含む）を開示又は利用してはならない。この職を退いた後も同様とする。但し、センターは、知的財産関連紛争解決についての啓蒙、研究などに必要な場合、当事者名、申立対象特許などの具体的内容を特定しないでこれを開示することができる。

(判定書)

第9条 必須判定の結論は、判定書を、申立人及び許諾団体に送付することにより告知する。

(判定の性質)

第10条 必須判定は、センターが選任した判定人の意見であって、許諾団体の定めるところにより当該許諾団体及び申立人に対して拘束力が及ぶことがある他は、何人に対しても拘束力を有しない。

(不服申立て)

第11条 必須判定に対しては、不服を申し立てることができない。

(再判定の申立て)

第12条 前条の定めにかかわらず、次の場合は、いつでも、必須判定について再判定の申立てをすることができる。

一 必須認定再判定 必須でないとの判定を受けた特許について、当該特許権者が、申立ての理由を証すると考える新たな証拠と共に、改めて必須であるとの判定を求める場合

二 必須否定再判定 必須であるとの判定を受けた特許について、当該特許権者以外の者が、他に対象部分の機能及び効用を実現することができる代替技術があることを理由として、必須でないとの判定を求める場合

2 第1項第二号の再判定の判定人は、相当の期間を指定して、当該特許権者に対して、再判定の申立書に記載された理由に対する反論書を提出する機会を与えなければならない。

3 再判定については、第3条第1項、第3項及び第4項、第4条ないし第10条ならびに第12条ないし第14条の規定を準用する。ただし、第4条による判定人の選任については、止むを得ない事情がある場合を除き、先の必須判定を行った判定人が判定人に選任されるものとし、第7条第1項の「申立人」は「申立人及び当該特許権者」と読み替えるものとする。

(取下げ)

第13条 申立人は、申立人に対する判定書の発送が行われるまでは、いつでも必須判定の申立てを取下げることができる。

(手数料)

第14条 申立人は、申立て時に、必須判定を行う対象技術標準規格毎に、別途定める手数料をセンターに納付しなければならない。

- 2 手数料が納付されない場合、又は納付された手数料が不足している場合、センターは申立人に対し通知受領日から1週間以内に不足額を納付するよう求めることができ、申立人がこの期限内にこれを納付しない場合、当該申立ては取下げられたものとみなすことができる。
- 3 センターが受領した手数料は、申立ての取下げの場合を含め、返還しない。

(事件管理)

第15条 必須判定事件の管理は、センターの運営委員会又は支部運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行い、その事務はセンターの事務局が行う。

- 2 運営委員会は必須判定の申立てがあったときに直ちに事件管理者を選任してその事件の管理に当たらせる。
- 3 事件管理者は、必要に応じて期日に同席することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月9日から施行する。

別表1 — センターが必須判定を行う対象技術標準規格

1. デジタル放送プールに関する対象技術標準規格

番号	ARIB規格名称
ARIB STD-B10	デジタル放送に使用する番組配列情報
ARIB STD-B20	衛星デジタル放送の伝送方式
ARIB STD-B21	デジタル放送用受信装置 (望ましい仕様)
ARIB STD-B24	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式
ARIB STD-B25	デジタル放送におけるアクセス制御方式
ARIB STD-B29	地上デジタル音声放送の伝送方式
ARIB STD-B30	地上デジタル音声放送用受信装置 (望ましい仕様)
ARIB STD-B31	地上デジタルテレビジョン放送の伝送方式
ARIB STD-B32	デジタル放送における映像符号化, 音声符号化および多重化方式
ARIB TR-B13 *	地上デジタル音声放送運用規定
ARIB TR-B14	地上デジタルテレビジョン放送運用規定
ARIB TR-B15	BS/広帯域CS デジタル放送運用規定

但し, MPEG-2 規格, MPEG-4 規格, H.264/MPEG-4AVC 規格, IEEE1394 規格, およびサーバー型放送部分は対象範囲から除く。

* ARIB TR-B13 は 2014 年 7 月 31 日に廃止

別表1 — センターが必須判定を行う対象技術標準規格

2. デジタルケーブル放送プールに関する対象技術標準規格

番号	規格名称	説明
JCTEA STD-001	デジタル有線テレビジョン放送 限定受信方式	
JCTEA STD-002	デジタル有線テレビジョン放送 多重化装置	
JCTEA STD-003	デジタル有線テレビジョン放送 番組配列情報の構成及び識別子の運用基準	
JCTEA STD-007	デジタル有線テレビジョン放送 デジタルケーブルテレビジョン受信装置	
JCTEA STD-008 *1	デジタル有線テレビジョン放送 BS デジタル放送のケーブルテレビにおけるパススルー伝送方式	
JCTEA STD-011	デジタル有線テレビジョン放送 地上デジタルテレビジョン放送パススルー伝送方式	
JCTEA STD-012	デジタル有線テレビジョン放送 地上デジタルテレビジョン共同受信用ヘッドアンプ	
JLabs SPEC-001 (JCL SPEC-001)	BS デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様	
JCTEA STD-022 *1	FTTH 型ケーブルテレビシステム RFoG	
JCTEA TR-007 *1	FTTH型ケーブルテレビシステム BS/広帯域CS デジタル放送のパススルー伝送方式	
JLabs SPEC-001-01 (JCL SPEC-001-01)	BS デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 不正使用防止機能詳細仕様	
JLabs SPEC-001-02 (JCL SPEC-001-02)	BS デジタル放送トランスモジュレーション運用仕様 ダウンロード機能運用仕様	
JLabs SPEC-002 (JCL SPEC-002)	東経110度CS デジタル放送 トランスモジュレーション運用仕様	
JLabs SPEC-003 (JCL SPEC-003)	デジタル放送リマックス運用仕様 (自主放送)	
JLabs SPEC-004 (JCL SPEC-004)	デジタル放送リマックス運用仕様 (i-HITS)	
JLabs SPEC-005 (JCL SPEC-005)	JC-HITS トランスモジュレーション運用仕様	
JLabs SPEC-006 (JCL SPEC-006)	地上デジタルテレビジョン放送パススルーならびに自主放送 運用仕様	
JLabs SPEC-007 (JCL SPEC-007)	地上デジタルテレビジョン放送トランスモジュレーションならびに自主放送 運用仕様	
JLabs SPEC-014*1	V-ONU 遠隔制御運用仕様	
JLabs SPEC-029*1	ハイブリッドキャスト運用仕様	
JLabs SPEC-039*1	IP 再放送運用仕様	第二編を除外

ITU-T Rec.J296(06/2012) *1	Specifications for a hybrid cable set-top box	
ARIB STD-B20	衛星デジタル放送の伝送方式	送信側の多重化技術部分を除外
ARIB STD-B24	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式	第一編第2部 4.4 節および 第二編付属4 および付属5 を除外
ARIB STD-B25	デジタル放送におけるアクセス制御方式	第1部第5章および第6章 第2部を除外
ARIB STD-B31	地上デジタルテレビジョン放送の伝送方式	送信側の階層伝送技術部分を除外
ARIB STD-B32	デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式	
ARIB TR-B14	地上デジタルテレビジョン放送運用規定	ワンセグ関連部分の送出・送信用技術部分を除外、受信機のCプロファイルを除く
ARIB TR-B15	BS／広帯域CSデジタル放送運用規定	送出・送信用技術部分を除外
その他の ARIB 規格	上記 JCTEA 規格ならびに J L a b s 運用仕様で ARIB 規格準拠もしくは ARIB 規格に従うと明記されている規格部分	ARIB STD-B10, B21 には、ケーブル放送側の標準規格・運用仕様で転記、引用、準拠等がされている部分がある

但し、MPEG-2 規格、MPEG-4 規格、H.264/MPEG-4AVC 規格、IEEE1394 規格およびサーバー型放送部分は対象範囲から除く。

注:*1 の規格は 2019 年 12 月 20 日に追加

別表1 — センターが必須判定を行う対象技術標準規格

3. 超高精細度テレビジョン衛星放送 (UHDTV) 特許プールに関する対象技術標準規格

*注 STD-B67 は名称が変更になったので2018年7月1日付で2.0版以降の欄を追加しています。

番号	名称		備考
ARIB STD-B1	CS デジタル放送用受信装置(望ましい仕様)	3.0 版以降	第2部を対象とする
ARIB STD-B10	デジタル放送に使用する番組配列情報	5.4 版以降	第2部付録F、付録J、付録M、付録N、付録P、解説、を除外する
ARIB STD-B24	デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式	6.0 版以降	第三編を対象とする(解説は除外する)。および第四編を対象とする(付録は除外する)
ARIB STD-B25	デジタル放送におけるアクセス制御方式	6.4 版以降	第1部第5章5.2、参考4、参考5、第2部参考資料、第3部、第4部、を除外する
ARIB STD-B32	デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式	3.0 版以降	第1部付録A、第2部解説1~3、参考資料、第3部第3章3.6、3.7、3.9(7)(但し3.4版以降は3.10(7))、付録A、を除外する
ARIB STD-B44	高度広帯域衛星デジタル放送の伝送方式	2.0 版以降	付録BのB.3、参考資料1~3、を除外する
ARIB STD-B56	超高精細度テレビジョン方式スタジオ規格	1.1 版以降	
ARIB STD-B59	三次元マルチチャンネル音響方式スタジオ規格	1.0 版以降	2016年12月15日に本表に追加
ARIB STD-B60	デジタル放送におけるMMTによるメディアトランスポート方式	1.0 版以降	解説4と参考資料を除外する
ARIB STD-B61	デジタル放送におけるアクセス制御方式(第2世代)及びCASプログラムのダウンロード方式	1.0 版以降	第一編第1部第3章3.1、第4章4.6、4.7、解説1、解説2、第2部解説1の1.3と1.4、第二編解説1、を除外する
ARIB STD-B62	デジタル放送におけるマルチメディア符号化方式(第2世代)	1.0 版以降	解説と参考資料を除外する
ARIB STD-B63	高度広帯域衛星デジタル放送用受信装置(望ましい仕様)	1.4 版以降	2016年1月1日に本表に追加
ARIB STD-B67	ESSENTIAL PARAMETER VALUES FOR THE EXTENDED IMAGE DYNAMIC RANGE TELEVISION (EIDRTV) SYSTEM FOR PROGRAMME PRODUCTION	1.0 版以降	2016年1月1日に本表に追加

	Parameter Values for the Hybrid Log-Gamma (HLG) High Dynamic Range Television (HDR-TV) System for Programme Production	2.0 版以降	* 注
NEXTVF TR-0002	高度狭帯域伝送方式における 4K 放送のコンテンツ保護要件ならびに受信機出力規定	1.0 版以降	
NEXTVF TR-0003	高度狭帯域伝送方式における 4K 放送の運用に関する技術資料	1.0 版以降	
NEXTVF TR-0004	高度広帯域衛星デジタル放送 運用規定	1.0 版以降	2016 年 3 月 14 日に本表に追加
ARIB TR-B39	高度広帯域衛星デジタル放送運用規定	1.1 版以降	2016 年 12 月 15 日に本表に追加

但し、MPEG-2 規格、MPEG-4 規格、H.265(HEVC)規格、および IEEE1394 規格は対象範囲から除く。

2018 年 7 月 25 日改定

別表1 — センターが必須判定を行う対象技術標準規格

4. CATV(UHDTV)対象規格

番号	名称	備考
JCTEA STD-002*1	デジタル有線テレビジョン放送 多重化装置	第一編第三部、第五部 を対象とする*1 第二編ITU-T Rec. J. 382方式を対 象とする*3
JCTEA STD-003*1	デジタル有線テレビジョン放送 番組配列情報の構成及び識別子の運用基準	第4部 を対象とする*1 その余の部分に記載の「記述子」のうち 「高度有線分配システム」に係る記述部 分を対象とする*3
JCTEA STD-007*1	デジタル有線テレビジョン放送 デジタルケーブルテレビジョン受信装置	第二部 を対象とする
JCTEA STD-008 *3	デジタル有線テレビジョン放送 BS デジタル放送のケーブルテレビにおけるパススル ー伝送方式	
JCTEA STD-022 *3	FTTH 型ケーブルテレビシステム RFoG	
JCTEA TR-007 *3	FTTH 型ケーブルテレビシステム BS / 広帯域 CS デ ジタル放送のパススルー伝送方式	
JLabs SPEC-014 *3	V-ONU 遠隔制御運用仕様	
Jlabs SPEC-017	デジタル放送 高度リマックス運用仕様 (自主放送)	
Jlabs SPEC-018	デジタル放送 高度リマックス運用仕様 (i-HITS)	
Jlabs SPEC-019	デジタル放送 高度 JC-HITS トランスモジュレーション運用仕様	
Jlabs SPEC-028	IP 放送運用仕様(自主放送)	
JLabs SPEC-029 *3	ハイブリッドキャスト運用仕様	
Jlabs SPEC-030	IP-VOD サービス運用仕様	

JLabs SPEC-033 *2	高度 BS デジタル放送 トランスモジュレーション運用仕様 (単一 QAM 変調方式)	
JLabs SPEC-034 *2	高度 BS デジタル放送 トランスモジュレーション運用仕様 (複数 QAM 変調方式)	
JLabs SPEC-035 *2	高度ケーブル自主放送運用仕様	対象外とされている部分を除く(第 5 章 付録 1、第 6 章 6.12、第 9 章 9.5 などの 記述参照)
JLabs SPEC-039 *3	IP 再放送運用仕様	第二編を対象とする
ITU-T Rec.J297(03/2018) *3	Specifications for a hybrid cable set-top box	

注:*1 の規格は 2017 年 6 月 10 日に追加

*2 の規格は 2018 年 12 月 21 日に追加

*3 の規格および備考欄の注記は 2019 年 12 月 20 日に追加

別表1 — センターが必須判定を行う対象技術標準規格

5. IPTV(UHDTV)対象規格

番号	名称	備考
IPTVFJ STD-0001	概説	
IPTVFJ STD-0002	VOD 仕様	
IPTVFJ STD-0003	ダウンロード仕様	
IPTVFJ STD-0004	IP 放送仕様	
IPTVFJ STD-0005	地上デジタルテレビジョン放送 IP 再送信運用規定	
IPTVFJ STD-0006	CDN スコープ サービスアプローチ仕様	
IPTVFJ STD-0007	インターネットスコープ サービスアプローチ仕様	
IPTVFJ STD-0008	放送連携サービスアプローチ仕様	
IPTVFJ STD-0009	BS デジタル放送 IP 再送信運用規定	
IPTVFJ STD-0010	放送通信連携システム仕様	
IPTVFJ STD-0011	HTML5 ブラウザ仕様	
IPTVFJ STD-0012	事業者間連携メタデータ運用規定	
IPTVFJ STD-0013	ハイブリッドキャスト運用規定	
IPTVFJ DOC-0002	Hybridcast 技術仕様サービスガイドライン	

IPTVFJ 規格は次のウェブサイトから入手可能 : <http://www.iptvforum.jp/download/>
 IPTVFJ 規格はデジタルテレビ情報化研究会の仕様書を参照している箇所があるが、
 同仕様書は次のウェブサイトから入手可能 : <http://nw-dtv.jp/documents/index.html>

別表2 第3条3項四号に定める許諾団体指定の宣誓及び同意書の書式

必須判定申立人による宣誓及び同意書

下記の必須判定申立人（以下、「甲」という。）は、日本知的財産仲裁センター（以下、「センター」という。）に対して必須判定申立てをなすことにつき、宣誓の上、下記事項に同意する。

1. 甲は、センターが定める必須判定手続規則に従って手続を行う。
2. 甲は、センターから受けた必須判定書に記載された必須判定の結論を、次に記載する特許プールのうちの何れかに該当する特許プールの設立又は参加の目的にのみ用いる。
 - ・デジタル放送に関する ABIB 標準規格特許プール
 - ・デジタルケーブル放送規格特許プール
 - ・超高精細度テレビジョン衛星放送(UHDTV)特許プール
 - ・超高精細度テレビジョンケーブル放送(CATV-UHDTV)特許プール
 - ・超高精細度テレビジョン IPTV 放送(IPTV-UHDTV)特許プール
3. 甲は、センターから受けた必須判定書及びそこに記載された必須判定の結論を、該当する特許プールに参加すること以外のいかなる用途にも利用または開示しない。
4. 甲は、必須判定の申立てにあたっては、現に有効であり且つ必須であると信じる特許についてのみ申立てを行う。
5. 甲は、必須判定人が将来、同必須判定人が必須判定を行った甲所有特許に関する係争を除き、甲に対抗する第三者がかかわる紛争につき、同第三者を代理することができることに同意する。

上記の宣誓及び同意の証として、甲はこの宣誓及び同意書一通を作成し、必須判定申立てに際して、必須判定手続規則第3条に規定する書類と共にこれをセンターに提出する。

年 月 日

甲：

(法人の場合は社名と代表者氏名、個人の場合は氏名)

Ⓜ